

## 大津市ふれあい掲示板設置事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自治会等地域住民が構成する住民組織(以下「自治会等」という。)が地域住民への情報提供の充実を図るために設置するふれあい掲示板について、その設置に要する経費の一部を補助し、もって豊かで活力にあふれる地域活動を推進することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱による大津市ふれあい掲示板設置事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、自治会等とする。

### (補助対象事業、補助対象経費、補助基本額及び補助率並びに補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費、補助基本額及び補助率は、別表のとおりとし、補助金の額は補助基本額に補助率を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 補助金の交付を受けることができるのは、一の自治会等につき同一年度内1回限りとする。

### (交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市ふれあい掲示板設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の交付申請書には、大津市ふれあい掲示板設置事業計画書及び収支予算書(様式第2号)を添付しなければならない。

### (決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市ふれあい掲示板設置事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市ふれあい掲示板設置事業費補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

### (事情変更による取消通知書等)

第6条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市ふれあい掲示板設置事業費補助金交付決定取消通知書(様式第5号)又は大津市ふれあい掲示板設置事業費補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第7条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市ふれあい掲示板設置事業費補助事業変更承認申請書(様式第7号)又は大津市ふれあい掲示板設置事業費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)とする。

(承認通知書等)

第8条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市ふれあい掲示板設置事業費補助事業変更承認決定通知書(様式第9号)若しくは大津市ふれあい掲示板設置事業費補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第10号)又は大津市ふれあい掲示板設置事業費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)若しくは大津市ふれあい掲示板設置事業費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市ふれあい掲示板設置事業費補助事業実績報告書(様式第13号)とし、その提出期日は、補助事業を完了した日から起算して1月を超えない日又は当該補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 大津市ふれあい掲示板設置事業収支決算書(様式第14号)

(2) 完成写真

(3) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し

(確定通知書)

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市ふれあい掲示板設置事業費補助金確定通知書(様式第15号)により行うものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市ふれあい掲示板設置事業費補助金交付請求書(様式第16号)とする。

(取消通知書)

第12条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市ふれあい掲示板設置事業費補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により行うものとする。

(返還通知書)

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市ふれあい掲示板設置事業費補助金返

還通知書(様式第18号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度の補助金から適用する。
- 2 大津市コミュニティ掲示板設置事業費補助金交付要綱(平成4年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

別表(第3条関係)

| 補助対象事業  | 補助対象経費             | 補助基本額           | 補助率  |
|---|--------------------|-----------------|------|
| 「ふれあい掲示板」を設置する事業。ただし、「ふれあい掲示板」を修繕する事業は対象としない。 | 「ふれあい掲示板」の設置に要する経費 | 120,000円を限度とする。 | 2分の1 |